



平成 24 年 7 月 25 日

グッドマンジャパン株式会社 (コード番号: 8992 東証マザーズ) 代表取締役社長兼 CEO ポール・マクギャリー

> 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年5月25日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式ならびに当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定ならびに資本準備金の額の減少に関するお知らせ」(以下「平成24年5月25日付当社プレスリリース」といいます。)にてご報告申し上げておりますとおり、平成24年4月25日付で、当社株主25名の株主グループ(以下「提案株主」といいます。)より、当社普通株式1株当たり70,000円の価格によるスクイーズ・アウトの実施をその内容とする、本定時株主総会における株主提案権行使及び種類株主総会の招集請求に関する書面を受領いたしましたことを契機に、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記「I.②」において定義いたします。)の全部の取得等に係る各議案について、平成24年6月26日付定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)及び本日付当社普通株主様による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、東京証券取引所の開設する市場であるマザーズの上場廃止基準に該当することとなります。この事由により、当社の普通株式は、本日から平成24年8月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年8月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をマザーズにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成24年8月29日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、当該株主様の保有する全部取得条項付普通株式を当社が平成24年8月30日付で取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき当社のA種種類株式を21,133分の1株の割合をもって当社が交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成24年5月25日付当社プレスリリースにてご報告申し上げておりますとおり、以下の①から ③の方法による当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本 非公開化手続」といいます。) について必要なご承認をいただくこと等を目的として、平成24年6月26日付 で本定時株主総会を、また、本日付で本種類株主総会を開催いたしました。

① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款 変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得 条項(会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じ。) を付加する旨の定款変更を行います(全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式を有する株主様(ただし、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー(Macquarie Goodman Japan Pte. Ltd.)(以下「MGJ」といいます。)以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることになります。

II. 当社定款の一部変更(本非公開化手続のうち①及び②)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本非公開化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更(以下、「定款一部変更の件-1」といいます。)は、本定時株主総会における第2号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本非公開化手続のうち②の定款変更(以下、「定款一部変更の件-2」といいます。)は、本定時株主総会における第3号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第2号議案に係る定款変更の内容は、平成24年5月25日付当社プレスリリースの「1-1種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)」に記載のとおりであり、本定時株主総会第3号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成24年5月25日付当社プレスリリースの「1-2全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、本定時株主総会の第2号議案の承認可決をもって既に効力が発生しております。また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決を経て、平成24年8月30日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得(本非公開化手続のうち③)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得(本非公開化手続のうち③)は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含め、本定時株主総会における第4号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成24年5月25日付当社プレスリリースに記載のとおり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記2.において定義いたします。)において、別途定める基準日(前記のとおり、本日開催の取締役会において、平成24年8月29日を基準日として定めることを決議しております。)の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を21,133分の1株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされるA種種類株式の数は、MGJ以外の本件株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得(本非公開化手続のうち③)の効力は、本定時株主総会における承認可決を経て、「定款一部変更の件—2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成24年8月30日(以下、「取得日」といいます。)に発生いたします。

3.全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得(本非公開化手続のうち③)の効力が生じた場合、上記のとおり、当社は、取得日に株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、本件株主様に対して取得の対価として、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となった A種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株と引換えに21,133分の1株の割合をもって交付いたします。また、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数 (ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第234条第2項及び第4項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえで売却し、当社がその全部を買い取ることを予定しておりますが、かかる買取りのために支払う代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、この場合のA種種類株式の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が保有していた当社の全部取得条項付普通株式1株当たり金70,000円となるよう設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要(予定)

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要(予定)は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)の効力発生日	平成 24 年 6 月 26 日 (火)
本種類株主総会の開催日	平成 24 年 7 月 25 日 (水)
当社普通株式のマザーズにおける整理銘柄への指定	平成 24 年 7 月 25 日 (水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定 公告	平成 24 年 7 月 26 日 (木)
当社普通株式のマザーズにおける売買最終日	平成 24 年 8 月 24 日(金)
当社普通株式のマザーズにおける上場廃止日	平成 24 年8月 27 日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成 24 年 8 月 29 日 (水)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成 24 年 8 月 30 日 (木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 8 月 30 日 (木)
端数株式処分代金支払開始	平成24年10月下旬以降(予定)

本件に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

グッドマンジャパン株式会社 セントラルエグゼクティブ アシスタントマネジャー 戸梶真理(とかじまり) Tel 03 6910 3341

以上